

富山家庭裁判所委員会（第18回）議事概要

1 開催日時

平成23年12月5日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

富山家庭裁判所大会議室

3 出席者

【委員】（五十音順，敬称略）

青島明生，浅野朱実，稲垣俊夫，江畑賢一，大野聡一，河井真紀子，櫛橋直幸，眞田寿彦，柴田秀樹，三上貞則

【ゲストスピーカー】

川越恒豊調停委員，藤井暁子調停委員

【事務担当者】

牧野事務局長，安藤首席家裁調査官，青木首席書記官，橋本総務課長，川崎地裁総務課課長補佐，尾間地裁庶務係長

4 進行次第

- (1) 委員長あいさつ
- (2) 新委員の紹介
- (3) ゲストスピーカーの紹介
- (4) 議事「家事調停について（家事調停の実態と課題）」

ア 説明等

家事調停の概要及び課題等について

イ 施設見学

調停室及びプレイルーム

ウ 質疑応答及び意見交換

別紙のとおり

(5) 次回テーマ

未定

(6) 次回開催期日

平成24年6月25日(月)午後1時30分

以上

(別紙)

質疑応答及び意見交換

(○委員 ●ゲストスピーカー △事務担当者)

- 調停では、申立人と相手方の主張に食い違いがある場合、どのように対処しているのか。
- 当事者双方の感情をうまく受け止め、他方当事者の主張する点も尋ねるようにして事実関係を十分聴取して、事案の実情、紛争の原因を見極めるように心掛けている。
- 申立人から約30分話を聞いたら、相手方からも同程度聞くなど、当事者双方から平等に話を聞くように努めている。
- ドメスティック・バイオレンスが絡むDV調停では、どのような点に配慮しているか。
- 申立人と相手方の呼出し時刻をずらしたり、待合室、調停室を別々の階にしたりなどして、当事者双方が顔を会わせることのないように配慮している。
- DV被害に遭った女性から、調停の場ではなかなか自分の考えをうまく話すことができなかったと言われたことがあるので、じっくり聞いてあげてほしい。
- 調停室やプレイルームを見学して、家裁が和やかな雰囲気を出すよう努力していることが分かった。
- 例えば、母を親権者として離婚が成立した場合に、離婚後、親権者を母から父に変更することはあるのか。
- △ 親権者である母が経済的あるいは心身的な理由などで子を養育できなくなり、父が子を引き取り養育する必要があるときなどに、親権者を変更している。なお、父も子の面倒を見ることができない場合は、児童相談所へ相談をするように助言している。
- 離婚後、親権者でない親が子と面会交流するのは、親権者である親にとって負担が重く、また、子によっては、学校に行けなくなる場合もあるので、面会交流

の方法には配慮が必要である。

- 家事事件手続法は、どのような理由から制定されたのか。
- 現在の家事審判法は、昭和23年に制定されたもので、条文の数も30ほどしかなく、時代の流れに適応しない点もあった。新しく制定された家事事件手続法は、審判では、事件内容に対応して詳細な規定が設けられ、例えば、親権者の指定等では、子の陳述を聞くなどの規定がされている。調停では、調停申立書を相手方に送付する、遠隔地の当事者とは電話会議を利用する方法や、調停案を受け入れる旨の書面を提出する方法などが取り入れられた。
- 子に関する事件について、子の陳述を聞くのはよいと思うが、何歳くらいから話を聞くことになるのか。
- △ 子どもの発達過程には個人差があるので、十分な配慮が必要であるが、小学校低学年くらいの子から、陳述を聞くことを考えている。なお、子の陳述に合理性があることが必要であり、必ずしも、子の陳述どおりの結果になるとは限らない。これまでも、親権者を決めるような場合は、家庭裁判所調査官が当事者、子の意向のほか、子の生活状況の調査、学校の先生からの事情聴取などの結果を総合して意見を述べている。
- 調停申立書の写しを相手方に送付することになると、記載内容いかんでは調停が混乱するのではないか。
- 家事調停申立書の写しを相手方に送付すると、家事調停の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められるときは、家事調停の申立てがあったことを通知すれば足りることになった。当庁では、その際に申立ての趣旨も合わせて通知するかどうかが検討している。
- 弁護士の立場からすると、相手方に申立ての趣旨を知らせることは良いことであると思う。
- △ 裁判所に備え付ける申立書については、申立の趣旨と主要な事実を記載してもらうためのチェック方式も検討している。